



国保からのお知らせ

保険証を大切に！12月は国保適用適正化月間です ～この機会にお手元の保険証を確認しましょう～

①一人に対して保険証は1枚です。健康保険の二重加入にご注意ください。

町国保と別の健康保険組合と両方の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。

「社会保険に加入したかた」または「家族の社会保険の扶養になったかた」は、ご自分で国民健康保険の喪失の手続きをする必要があります。

- ・社会保険に加入(資格取得)したときから国民健康保険の保険証を使用することはできません。職場の保険証が手元に届く前に、医療機関などを受診するときは、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょう！
- ・国保の資格喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税されたままになります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の保険証
- ・新たに加わった社会保険などの保険証
- ・印鑑

②世帯内に“会社の保険に加入しているかた”と“所得の少ない国保のかた”がいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入しているかたがいる場合、そのかたの健康保険の被扶養者として認定される場合があります。本来、社会保険の被扶養者になれるかたが、被扶養者になる手続きを行わず国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

※扶養認定の要件は、加入している健康保険組合によって異なる場合があります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

75歳になったら後期高齢者医療制度へ

75歳(一定の障害があるかたは65歳)になったら、後期高齢者医療制度で医療を受けます。75歳になるときに届出は必要ありません。

- 該当者** ○75歳以上のかた
○一定の障害がある65歳以上75歳未満のかた(後期高齢者医療広域連合の認定を受けたかた)
- 該当日** ○75歳の誕生日当日
○一定の障害がある65歳以上75歳未満のかたは、広域連合の認定を受けた日
- 保険証** ○一人に1枚交付
- 保険料** ○所得などに応じて全員が納付
※職場の健康保険などの被扶養者だったかたや所得の低いかたの負担は軽減されます。
- 自己負担割合** ○かかった費用の1割負担(現役並み所得者は3割負担)

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232